

ひょうご

県知協

NEWS



〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行 一般社団法人
兵庫県知的障害者施設協会
〒651-0062
神戸市中央区坂口通 2 丁目 1-1
兵庫県福祉センター5階 502 号室
TEL (078) 862-6026
FAX (078) 862-6082
E-mail: hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp
発行責任者 松 端 信 茂

100 号発行までの歩み

兵庫県知的障害者施設協会
会長 松端 信茂

県知協ニュースが、今号をもちまして記念すべき第 100 号を迎えることとなりました。

半世紀以上前の創刊号から 99 号までの間、知的障害福祉の向上を目指し、福祉を取り巻く法制度、環境の変化に対応しながら様々な課題に対する挑戦や新たな支援の形を模索する数々の取り組みが記述されています。

歴代の会長、役員様、誌面にご寄稿、編集された皆様の高い見識と時代を先取りした先見性に基づく理念や指針の論説、重点課題の提言と取り組みに敬意を表しますとともに、その歴史と貢献を記念し、これまでの歩みを振り返りたいと思います。

また、記念号の発行にあたり兵庫県福祉 7 団体の会長の皆様、第 10 代会長 堺 執 様、第 12 代会長 蓬萊 和弘様にご寄稿いただきましたことに、心からの感謝と御礼を申し上げます。

1. 兵庫県の知的障害施設のあゆみ

- ◆昭和 2 年、現在の芦屋市で三田谷啓先生が医学的見地から教育法による障害児の治療教育機関として三田谷治療教育院を創設され事業を始められました。(当初は個人経営で発足。昭和 9 年財団法人組織とし、12 年付属の翠丘小学校を併設、23 年児童福祉法による精神薄弱児施設(当時)に、27 年社会福祉法人として認可されました。)
- ◆精神薄弱児施設(当時)創設の時代: 昭和 22 年児童福祉法が制定され、26 年～37 年に児童施設 9 施設、成人施設 1 施設の 10 施設が開設されました。
- ◆昭和 37 年 7 月 兵庫県精神薄弱者施設連盟設立(現知的障害者施設協会) 初代会長 三田谷治療教育院 飯島十郎氏 (協会員 11 施設)
- ◆年度毎に開設施設の紹介がされています。
- ◆令和 7 年 3 月現在 兵庫県知的障害者施設協会(協会員 231 施設、事業所)論説の展開
昭和 50 年に「ひょうご愛護ニュース」として創刊号を発刊以来今日まで、時代ごとの情勢の中でその高い見識と洞察力に基づく論説が展開されています。
- ◆福祉ということの難しさ: 「ニーズの個別性と対策の一般性とは矛盾する」「社会的システムではすべてのニーズは丸抱えにはできない」
- ◆指導の視点を変えてみませんか: 「園生(利用者)の自主自立性の追求」
- ◆家庭・地域社会を考える: 「施設の社会化」「施設と家庭との結びつき」「施設と地域との連帯交流」「地域に根ざした施設づくり」
- ◆開かれた施設論を正しく捉えるために: 「閉ざされた施設は何故存在したのか」「施設を閉鎖していた扉は開かれつつあるのか」「開かれた施設の死角」
- ◆世界に通じる施策を: 「昭和 30 年代より福祉施設づくりが進み、20 数年間で施設福祉の体系が整備されてきた。

しかし在宅福祉対策はこれからである」「親なき後の問題、教育、医療、介護、労働、制度、施設などの施策の充実など家族や本人から種々の悩みがにじみ出ている」

- ◆養護学校義務制と協会の立場:「養護学校の義務化に思う」「養護学校義務制実施後の施設の就学状況の変化」「現状の施設と学校との提携上の問題点」「今後の就学体制のあり方について」
- ◆養護学校義務制の実施:「施設内学級の発展的解消～正しい教育体制を求めて」
- ◆授産施設における疑問的課題:「重度加算」「通所授産施設の工賃等の調査」「指導のあり方」「広がる共同作業所づくり」「福祉の店を開店して」
- ◆国際障害者年:「完全参加と平等の実現を目指して」「国際障害者年長期行動計画」
- ◆施設福祉から在宅福祉へ
- ◆児童通園施設のあるべき姿について:「幼稚園、保育所との関連協調」
- ◆緊急一時保護制度の実態と展望:「制度運営上の問題点と展望」
- ◆協会設立 20 周年をふまえて:「兵庫県の施設のあゆみ」「居住施設の増設と生活環境の改善」「指導員の資格と処遇の法制化」
- ◆施設入所者等互助会について:「発足後 10 か月を経過して」
- ◆障害者の胸の内を覗けば:「施設の生活」
- ◆自閉症への理解から:「理解ということ」
- ◆障害者プランに期待:「新ゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プランの三本柱」
- ◆平成 7 年 1 月 17 日 AM5:46 阪神淡路大震災発生「5400 余名の方がお亡くなりになる未曾有の大震災」「翌 18 日に協会 3 地区協議、災害対策組織始動」「31 日愛護(現県知協)ニュース震災臨時 1 号発行～2 月 20 日までに 5 号の震災臨時号を発行」
- ◆平成 7 年 4 月 1 日「阪神淡路大震災(事務局日誌、義援金配分委員会報告、会員施設被災状況まとめ)」「支援への感謝と展望」「震災その後」発行
- ◆施設における在宅支援について:「地域療育拠点施設事業から地域療育等支援事業へ」
- ◆社会福祉基礎構造改革:「西暦 2000 年の福祉改革元年」「社会福祉事業法の改正」「介護保険制度、新会計基準の入、措置から利用契約への移行など」
- ◆個人の尊重と自立した生活を基本理念として:「個人の選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの確保、地域福祉の充実」の 3 点が改革の方向
- ◆児童問題などを置き去りにした基礎は本末転倒:「児童は国の基礎なのです」
- ◆組織として何をなすべきか:「新世紀へつなぐ福祉の模索」
- ◆措置制度から支援費制度へ:「全施設解体宣言が投げかける課題と介護保険への移行」
- ◆兵庫県より地域生活定着支援事業の業務委託:「地域生活定着支援事業とは?」
- ◆平成 23 年事務局が新兵庫県福祉センターに入居
- ◆平成 23 年 9 月 協会創立 50 周年を迎える節目に一般社団法人格を取得登記
- ◆協会創立 50 周年の 3 つの企画
 - 平成 24 年 6 月第 1 弾「日韓福祉施設交流セミナー(韓国のソウル、仁川)」7 月第 2 弾「記念式典、講演会パーティー」
 - 平成 25 年 5 月第 3 弾「50 周年記念誌発刊」
- ◆障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

2. 知的障害福祉、支援の多岐にわたるテーマが編集されています。

- ◆施設が数多く設立されてきた昭和 40 年代から地域社会との交流を深め、共生社会の実現に向けた取り組みが進められ、各地域での先進的な取り組みや事例紹介も多く取り上げられています。
 - ・地域イベントへの参加: 地域の祭りや清掃活動などに積極的に参加し、地域住民との交流を深めました。
 - ・施設の開放: 施設内でのイベントや講座を地域住民に開放し、相互理解と協力関係の構築を促進しました。
 - ・地域に根差した支援の必要性から、地域活動の紹介や就労支援(旧授産活動)の事例が多数掲載されました。

・農福連携プロジェクトの成功事例が注目を集め、地域資源を活用した活動支援、就労支援の可能性が掲載されました。

◆研修の充実と支援スキルの向上では、質の高い支援を提供するため、人材育成と支援者の専門性の向上が図られました。

- ・施設種別による分科会方式の研修が多数開催されました。
- ・各種研修会やセミナーを通じて、支援者の専門性向上を目指しました。
- ・現場のニーズを反映した実践的な研修が増加し、支援スキルの向上が図られました。
- ・継続的な研修の実施：支援者向けの専門研修や勉強会が定期的に開催され、最新の知識や技術の習得が促進されました。
- ・資格習得支援：支援者の資格習得を支援する制度が整備され、専門性の高い人材の育成が進められました。

◆強度行動障害への対応

- ・強度行動障害を持つ方への支援において、専門的なアプローチが導入されました。
- ・行動分析を用いた支援方法が紹介され、スタッフのスキルアップが図られました。
- ・支援者のメンタルヘルスケアにも重点が置かれ、支援体制の充実が進められました。

◆高齢知的障害者への支援強化

- ・高齢化が進む知的障害者への支援強化が大きなテーマとなり、「高齢知的障害者支援のあり方検討委員会」の活動を通じ、生活支援、日中活動、介護ニーズの把握が進められました。
- ・施設内外での地域連携の重要性が強調され、地域包括ケアの一環としての支援体制の充実が図られました。
- ・終末期ケアの充実に向けて、本人の意思を尊重した支援方法が模索され、人生の最終段階における支援のあり方が議論されました。

◆ご利用者・ご家族の声を反映した支援の進化

- ・ご利用者やご家族の声を積極的に取り入れた相談支援事業が展開されました。
- ・家族支援の重要性が再認識され、ケアの負担軽減を目的としたサポート体制の充実が図られました。
- ・ご利用者の自己決定を尊重し、自立を促す支援方法が模索され、ご利用者主体の支援が進みました。

◆防災対策と災害時支援の強化

- 阪神淡路大震災に始まる自然災害の多発を受け、知的障害施設における防災対策が強化されました。
- ・防災訓練の実施：定期的な避難訓練や防災ワークショップが開催されるなど、防災意識が高まりました。
- ・災害時支援マニュアルの整備：災害発生時の対応手順や連絡体制を明確にしたマニュアルが作成され、緊急時の対応力が強化されました。

◆法制度・政策情報の充実

- ・知的障害福祉に関する法制度や政策の最新情報が提供されました。
- ・「社会福祉基礎構造改革の社会福祉事業法改正」から「支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法」の情報が詳しく解説され、改正点に関する特集が組まれ、法改正に伴う影響や対応策が共有されました。

3.むすびに

愛護ニュース(現県知協ニュース)は昭和 50 年 9 月に「ひょうご愛護ニュース」として発行され、今号で第 100 号となりました。その間事務局で保管されていた「ひょうご愛護ニュース」は昭和 53 年 1 月発行の第 6 号からで、残念なことに創刊号から第 5 号までは確認できておりません。皆様方の中で保管されている方がおられましたらご一報いただければ幸いです。

この度の誌面は、施設の創設期から現行法施行までの時代の転換期における「ニュースのキーワード」を中心にまとめさせていただきました。第 6 号から第 99 号につきましては「県知協ホームページ」に掲載しております。

施設の創設期、協会の設立時から現在までの知的障害福祉のアーカイブとして、そして新たな時代に向けての道しるべとしてお役立ていただければと存じます。

『県知協ニュース』が読者の皆様のご支援とご協力により、第 100 号を迎えることができましたことに心より感謝を申し上げます。

30年前を振り返って

社会福祉法人三田谷治療教育院
理事長 堺 敦

施設協会会員の皆様こんにちは。私のことをご存知ない方も多くおられるでしょう。

私はその昔、金附洋一郎会長のあとを継いで6年間会長職を務めさせていただきました。

私の後任には婦木治氏(故人)、蓬萊和裕氏、そして現在、松端信茂会長が任に当たっておられます。

私の任期の後半の3年間は、近畿地区(大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫)の会長を兼任させていただいておりました。6年の任期中にはさまざまな制度改革があり、変化に富んだ期間でしたが、1995年1月17日早朝に起きたあの阪神淡路大震災が、何といっても大きいことでした。あれから30年という長い年月が経過してしまいました。私は85歳になりますが、当時、大変お世話になった近畿地区の役員の方は、ほとんど引退されました。『近畿は一つ』という合言葉の下、団結してあの難関の時を乗り越えてきました。

橋本龍太郎内閣総理大臣から直接『防災功労者賞』を受けました。受賞の評価、理由については、民間がネットワークを構築し、行政は後から協力をいただいた実績にありました。個性の強いリーダー達が現場主義を貫き、「心が通じ合ったこと」ではないかと、今もって忘れることはありません。距離などはものともせず、金銭を後回しにして、施設種別の違いを超えて結集し、成果をあげられました。そのうえ行政の担当責任者が後押しをしてくださり、理解をしてくださったことです。しかし、現在もなお未解決の課題は続いています。

大規模災害等の施設のあり方について、利用者保護については、コロニー等の大規模施設が果たした役割を再認識すべきだと思います。大人数で長期間丸ごと受け入れる機能を持っており、実に懐の深い幅広い実力を備えておられます。そして、その機能を活用できたのは、そのトップのリーダーの資質によるところが大きいと思います。

その昔、濃尾地震(1891年)がありましたが、日本史上最大級の内陸直下型大地震の際、滝乃川学園の創設者、石井亮一先生が現地に入られたことがきっかけとなって、現在の日本知的障害者福祉協会が誕生しています。この度の能登半島に於いても、私共の仲間である雄谷良成氏が実践されています。

遅すぎた感がありますが、国による『防災庁』の早期の開設と役目を期待しています。良きリーダーにも恵まれますように。

最近日本の政治の施策に対する疑問があります。それは金銭の使い方(支出)が対症療法的であり、軽薄でありはしないかということです。例えば「こども」にかかわる数表数値が時代と共に改善されず、悪化しているのではないかと思います。①不登校児の数 ②被虐待児童数 ③引きこもり ④小中学生の自殺数などなど。給食費の無料化も大切でしょうが、根本的な社会問題の原因を追及することを怠っているのでは……と思います。

故隅谷三喜男先生(日本の社会保障審議会2代目会長。初代会長は大内兵衛先生)と親交がありましたが、ある時、「堺さん、現在の審議会は残念ながらダメ。『勧告権』がないことと『事務局』が行政によって握られていることだよ！」とおっしゃいました。考えてみますと「以前の検証」が十分にされないまま、時間の制約のある人たちが成案までに時間のないことをいいことに、基礎研究に時間をかけず反対意見を検証せず、結論を急ぎバラマキ予算となっているのではありませんか。

3年に1度の「報酬改定」に一喜一憂する姿や、職員の処遇改善加算の動向や決定時期が遅いことなど今に始まったことではありませんが、時代の逆戻りの感がします。実に情けなく思います。

神戸市も含んだ兵庫県に在住することに誇りを持つものとして、「独立自尊の精神」を持ちたいものだと思います。神戸市出身の河上民雄(政治家)、内橋克人(経済評論家)、小室豊允(経済学者)の先生方に共通することは、「誰もが安心して暮らせる社会の実現」であったと思います。また、反骨精神の持ち主でもありました。「頂点同調型」を嫌い「行政に迎合する学者」ではありませんでした。現在の閉塞感を解放するには、私は「リーダーを助けるリーダー」が待たれる昨今ではないかと思っています。

障がい者の日々の生活と観察の積み重ねによる変化を見逃さないで、一人ではできない仕事を分けあって共に向上していきたいと願います。

県知協ニュース 100 号に寄せて

社会福祉法人ゆたか会
理事長 蓬萊 和裕

私と、兵庫県知的障害者施設協会との関わりは、平成 6 年に当時の兵庫県精神薄弱者愛護協会の入所更生施設部会長として役員に就任したことから始まり、平成 20 年には会長を務めさせていただき、延べ 20 数年にわたります。

現在の県知協ニュースは、昭和 50 年に「ひょうご愛護ニュース」の増刊号として誕生し、年 2 回発行されてきました。100 号を迎えるまでになったのです。以下、私が関わった 20 数年間を振り返り、頁を進めたいと思います。

まず、「ひょうご愛護ニュース」から「県知協ニュース」への名称の変更です。「愛護」という名称は、当協会の親会である「日本知的障害者福祉協会」が発行している「愛護ニュース」に起因していると思います。日本知的障害者福祉協会は以前、「日本精神薄弱者愛護協会」と称していましたが、「精神薄弱」と「愛護」という言葉は知的に障害のある人たちの状態や、支援のあり方を表す言葉としてはふさわしくない、という観点から見直され、現在の呼び方になりました。「愛護」は協会設立当時の思いを残す意味で、現在も愛護ニュースという名前で残っています。兵庫県においても、前述の経緯をふまえ名称変更が検討され、平成 9 年に現在の「兵庫県知的障害者施設協会（以下、県知協）」という名称になりました。当時、施設協会とするのか福祉協会とするのか役員の中で意見が分かれたましたが、協会の加盟は施設単位であることから、施設協会を使うことになりました。ひょうご愛護ニュースは協会の名称変更後も使用され、平成 14 年 3 月発行の第 54 号から、現在の県知協ニュースに改名されました。

県知協のような機関が発行する「機関誌」の役割は言うまでもなく、会員等への「情報の発信」です。平成 7 年午前 5 時 46 分に発生した阪神淡路大震災は、これまで誰も経験しなかった甚大な被害を与えました。当時、協会の事務局を担っていた三田谷治療教育院が被災し、協会が混乱している中で会員それぞれが協力しあい、障害者の方々の支援に当たりました。1 月 31 日には愛護ニュース震災臨時 1 号を発行し情報提供に努め、2 月 20 日までに 5 号の臨時号を発行しました。「近畿は一つ」。堺 敦元会長の言葉は、近畿地区が一丸となって震災に立ち向かった姿を言い表したものです。東日本大震災には、阪神淡路大震災の教訓を東北地区に伝えました。

平成 15 年の支援費制度、平成 18 年の障害者自立支援法の施行と新体系への移行、平成 24 年の障害者虐待防止法等、平成 15 年からの 10 年は障害者福祉の激動期であり、会員事業所の混乱は想像を絶するものでした。県知協では、行政機関と連絡を密に図り、情報提供と研修に取り組みました。県知協ニュースは年 2 回の発行であるため、リアルタイムの情報提供は行えませんが、協会の方向性や会員の思いは伝わっていたのではないのでしょうか。

障害者総合支援法の整備により、障害者の福祉サービスは以前に比べて格段に充実してきました。特別支援学校卒業後の進路においても、比較的希望するサービスを受けることができるようになりました。結果、家族との生活が長期化し一部家庭では、「8050 問題」または「老障介護」の問題が発生してきました。グループホームや入所施設の不足も要因の一つですが、サービス受給率の高さも要因としてあるのではないのでしょうか。日中サービスやショートステイを活用することで、特別支援学校卒業後の成年期の生活が、就学期と同じ生活の延長線上に構築されてしまうのです。当事者、家族双方の卒業がないのかもしれませんが、完全な障害者福祉制度は存在しないと思います。これからさまざまな課題に県知協として取り組んでいただきたいと思います。



「心合わせて」

兵庫県重症心身障害児(者)を守る会
会長 小山 京子

県知協ニュース100号発行、誠にありがとうございます。

機関誌を通して障害児・者の現状と共にあらゆる情報を得ることができ、感謝致しております。そして知的障害児・者に多大なご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

四季の移ろいという美しい表現が似つかわしくないほど、各地で激しい気象の変化が起こっています。障害児・者を取り巻く環境も厳しい状況にありますが、どのような状況の中でも自らの障害を恨むことなくそのすべてを受容し、周りを信頼して生きる姿に、親として人間として多くのことを学ばせてもらいました。それはこれまで積み上げてきた歳月の謙虚さと感謝の心を忘れないこと、そして容易ではないが決して不可能ではない力強く生きる障害児・者からの心のメッセージだと受け止めたいと思います。

親として何をすべきかと考えるとき、先人たちの努力に感謝の心を忘れることなく、親亡き後を見据えての活動が必要であり、そのためには結束することが何より大切です。あらゆる法改正が進む一方で、障害児・者という概念は徐々に曖昧になっているような気がしてなりません。もっと世の中の人々に障害児・者のことを知って欲しいと思います。知ってもらうことが障害児・者にとって存在意義そのものになるように思います。私たちは障害児・者と共に生きて、そこから学んだことがたくさんあります。見ようとしなければ見えないものが世の中にはたくさんあること、ひたむきに生きている姿から、ものごとの本質というべきものに気づかされる場合がしばしばあります。糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」という思想もそのひとつだと思います。

近年は障害児・者の地域生活ばかりが脚光を浴びているようですが、障害児・者は家庭で暮らす方もいれば、施設で生活している方もたくさんいます。施設で生活することになった事情はいろいろあるにせよ、そこを自分の居場所として一生懸命に生きています。障害児・者は生活の全ての支援を受けて生かされているだけの存在ではなく、自ら力いっぱい生きようとしているその姿を知ること、きっと多くの人の心に影響を与えてくれると信じています。施設で生活することでどのような暮らし方ができ、何ができていないのかももっと多くの人に知って欲しい。私たち親はかけがえない命を守り、その居場所が快適で幸せを感じられるような場所にしなければなりません。

そして今、親も子も高齢化、重度化が進み、今の制度の中で知的障害児・者が生きていくには何が必要かと考えるとき、大切なことは歴史に学び、今を認識し、更に未来を構築していくことだと思います。歴史とは明確にされた経験であり、現在と過去との対話でもあります。変えるべきところを変える勇気と、変えられぬことを変えない冷静さを、そしてその二つを見分ける英知が必要ではないでしょうか。人間は知識や技術を高めることは巧みですが、もっと大切な心を育てることを怠ってきたのではないのでしょうか。このことを今後の活動に生かしたいと思います。今、親としてなすべきことは先人たちの労力に感謝の心を忘れずに親亡き後を見据えて結束することが大切です。現在の延長線上に将来を描くことの恐さを知り、心合わせてこれからの歳月、命を紡ぐ糸の一本でありたいと思います。



利用者に寄り添った支援を

一般社団法人兵庫県知的障害者施設利用者互助会
理事長 岩本 四十二

兵庫県知的障害者施設協会(県知協)広報誌「県知協ニュース」100号の発行にあたり、誠におめでとうございます。旧名愛護協会から名称変更し、長きにわたっての利用者支援にご活躍されました施設長さんはじめ施設職員の皆様のご援助に、感謝以外の何物でもありません。知的障がい者といわれている人たちを献身的に支え続けてこれ、兵庫県全域に分布する施設の砦としての役割を果たしつつ、利用者の代弁者としての役割を取り込んでこれましたひとつとしての「県知協ニュース」の発行ではなかったかと思います。

障がい者福祉制度が大転換されたのが、平成15年4月、「措置制度」から利用者契約制度への転換で「支援費支給制度」へ移行しました。これは、3年前に制度化された「介護保険制度」の後追いのような制度ですが、新しく契約社会の始まりとなり、施設運営にとっては大幅な事務量の増加によって利用者とのコミュニケーション(関係づくり)の時間に制限がかかるような向き合い方になったのではないかと思います。本制度は、僅か3年で破綻をきたしました。この間、発足1年たたない間に「グランドデザイン」の発表があり、その後の「障害者自立支援法」へと変換していきましたが、利用者の親・家族に与えた不安は今も心に残っていますし、関係者各位の利用者支援に熱い思いを感じるとともに、活動に参画した多くの利用者の親・家族と共有できたことが思い起こされます。そのひとつが、サービス利用者の一部利用者負担(原則して経費の1割)負担であったと記憶します。

利用者のおかれている生活環境は考えなくての決定に対して、親・家族も含め関係者の皆様の反対運動に対して、国としては制度を変更せざるを得ないとともに、議会の解散も起こり見直さざるを得なくなって、「応能負担」に変更提案され今日に至っています。いつぞやの国連の場で「わたしたちのことは、わたしたち抜きで決めないで」との主張があり衝撃を受けました。まさにその通りですが、日本的にはその入り口に届いているのでしょうか。甚だ疑問が残っています。

今日、障がい福祉制度は、「総合支援法」へと名称を変更し都度見直しが進められています。この間において、規制緩和により事業所参入はどのような「法人」でも参加できることになりました。また入所施設は支援施設になり、他の施設は〇〇事業所となり、従来型の一施設ですべてを受け入れての支援から、事業内容の分散によって分けられています。その分け方から支援の在り方についても決められている状態ですが受け入れの施設・事業所に戸惑いはないのでしょうか。能力によっての分離でしょうが、正当な判断はどうなのでしょう。また国的には、施設・事業所運営にあたっては、効率化、収益性を求めているやに聞こえます。一般的には見えにくい障がいといわれる知的障がいの人たちが求めているのは、分離や分断ではなく、自分自身を信頼してくれる人との「生活環境」そのものではないかと思えます。また入所施設は支援施設に、通所施設は〇〇事業所に名称変更になり、利用者支援についても細分化されました。従来型の時点でも、利用者個々の能力に応じて支援の仕組みを細かく、細かく作られ支援されていた努力は、どう評価されているのでしょうか。〇〇事業所参画はどのような法人も参加可能となるようにと大きな制度変更です。いま細分化された事業ごとにたくさんの事業所が増えました。

契約社会になった今、利用希望者の身分保障は大丈夫なのでしょうか。気になります。「県知協」組織へ加入されていない知的障がい者の権利擁護は守られるのか、不安が募ります。

願わくば、未加入事業所への何らかの繋がりを持った新しい「県知協」としてご活躍されることを願っています。

「明日に向かって」

兵庫県知的障害者施設家族会連合会(ひょうごかぞくねっと)

会長 山口 英治

県知協ニュース 100 号の発行、誠にありがとうございます。

本年は、1995 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災から 30 年を迎えました。あの時、私自身も西宮市の自宅で震災を受け、今まで生活していた風景は一変し、自宅マンション周辺は家が倒壊し電柱は倒れ、大きなショックを受けました。また、何よりも障がいを持った兄のことが心配で、兄の安否を確認するため震災の翌日施設を訪問しました。兄の顔を見て本当に安心したことを、昨日のことにように思い出します。あの時兄が施設に入所していて、本当に良かったと感じました。また、施設の職員の方々に心から感謝しました。

阪神淡路大震災以降、多くの災害が発生しました。2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では津波により街が消え、多くの犠牲者が出ました。昨年元旦に能登半島地震が発生し、未だその傷は癒されていません。さらに今後 30 年以内に発生が予想される首都直下地震、南海トラフ地震に備えなければなりません。災害だけでなく近年発生した新型コロナウイルス感染症の発生は、施設の職員の方々の懸命な戦いがあり乗り越えてきましたが、未だ油断できない状態です。この期間の対策により家族会も分断され、崩壊の危機に直面しています。

災害だけでなく障がい児・者の環境は、2006 年障害者自立支援法の施行により大きく変わりました。障害者自立支援法では、障がい者が高齢化社会で直面する問題が多く、従来の支援制度では対応が困難となり障害者総合支援法に改正されましたが、障がい児・者の抱える問題が解決されていないのが現状です。

今後さらに保護者の高齢化、本人の高齢化が進んでいきます。私のように、きょうだいが保護者になっていく割合が高まると共に、後見人制度の利用も高まっていくでしょう。

近年「ヤングケアラー」という言葉を耳にするようになり、やっと私たち障がい児・者のきょうだいにも目が向くかと期待しましたが、残念なことに言葉は生まれても本当の意味が伝わっていません。このようなことがこれからも起こってくるでしょう。私たちは、家族である障がい児・者の声なき声を伝えていく使命があります。ひょうごかぞくねっとは、兵庫県知的障害者施設協会とさらに絆を深め、障がい児・者の幸せのために頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、兵庫県知的障害者施設協会の更なるご発展をお祈り申し上げます。



「県知協ニュース」100 号発行に寄せて

～障害福祉を振り返る～

一般社団法人 神戸市手をつなぐ育成会
会長 後藤 久美子

「県知協ニュース」100 号発行、おめでとうございます。

「県知協ニュース」を発行されている「兵庫県知的障害者施設協会」は、昭和 37 年、県下の 11 の施設が集まり発足しましたが、現在では、200 をも超える施設・事業所が加盟し、そして、発足以来の 60 数年間という長きにわたって、一貫して、知的障害者の福祉の向上のために、さまざまな活動を展開してこられたと聞いております。

まずは、その精神・熱意に心より感謝と敬意を表します。

私たち「神戸市手をつなぐ育成会」の発足も、貴団体と同時期である昭和 32 年で、市内に住む 106 の家庭が集まり、「神戸市手をつなぐ親の会」として結成されました。

結成当時の障害者に対する差別・偏見は、想像を絶するものであり、「就学免除」や「就学猶予」という言葉がまかり通った時代でした。

今から考えると、信じ難いことですが、当たり前、義務教育を受けることすら叶わなかったのです。

「障害のある我が子を学校に行かせたい」、そんな親たちの熱い想いがひとつになり、親の会は誕生しました。育成会運動の原点は、まさに教育権の獲得から始まったのです。

その後、昭和 39 年には、「神戸市精神薄弱者育成会」と改名しましたが、差別的な言葉である「精神薄弱」を敢えて会の名称とし、「我が子の人権回復を求める団体」であるということを強く社会に示しました。

しかし、法律用語として長い間使われてきた「精神薄弱」が、不適切用語であるとして、平成 9 年、「知的障害」という言葉に改められ、当会も、「神戸市手をつなぐ育成会」と改名いたしました。

「精神薄弱」とは、確かに差別的な言葉であるため、障害のある本人たちからも「用語を変えてほしい」という要望があって検討がなされた結果、改められたという経緯があるそうですが、しかし、「用語＝言葉」だけを変えても、その言葉を使う「人」の気持ちが変わらなければ社会は変わらないと思います。

最近では、「障害」の表記についても、「障がい」や「障壁」に改めるべきだという声も聞かれますが、こちらについても、一刀両断に解決できる問題ではないと思います。

現に、パラリンピックの車いすテニス女子シングルス金メダリストの上地結衣選手は、「表記を変えるだけで簡単に解決する問題ではない」と当事者として公言されています。

「社会モデル」や「医学モデル」の考え方にも着目し、十分に議論し結論を出すべきであると考えます。

振り返れば、「親の会」が結成された当時には考えも及ばないほど、障害者を取り巻く環境は大きく改善され、法制度や福祉サービス・社会資源も充実してまいりました。

学校にも行けます。高等部卒業後の日中活動の場は、当たり前を選択することができるほど多種多様に点在しております。放課後等デイサービス事業の普及により、学齢期の過ごし方も変化してまいりました。

就労関係については、雇用促進法が改善され、ジョブコーチや就業・生活支援センターが創設、働く知的障害者への支援も充実してまいりました。

障害者虐待防止法や差別解消法の法定化等、障害者の権利を守る法律も制定されました。

貴団体や当会が発足した 60 数年前と比べると、障害福祉は大きく前進しましたが、60 数年前と変わらず、我が子を安心して託せる社会にはなっておりません。

当事者団体として親の会が取り組むべきこと、そして、事業者として貴団体が取り組むべきこと、支える側と支えられる側、それぞれ立場は違えども想いは同じであると思います。

障害のある本人たちが、地域の中で安心して暮らせる社会に少しでも近づけるよう、共に歩んでいきたいと思います。

神戸地区報告

神戸地区連絡代行 丸山 博徳

神戸地区は、これまでと同様に神戸市知的障害者施設連盟として、加盟54施設・事業所で事業活動を行っています。

令和6年度の主となる継続事業として、神戸市福祉局障害者支援課から依頼を受け、加盟施設・事業所から神戸市障害支援区分判定審査会委員35名を選出、推薦して、円滑な区分判定が行えるように協力しています。他にも、「神戸市障害者施設職員キャリアアップ検討会」の委員2名を選出、共催事業として障害者施設中堅職員の障害者支援に関する知識・技術の習得や、支援現場の活性を目的とした「障害者施設職員スキルアップ研修」が行われています。

また、災害時に備えて福祉避難所登録事業所の訓練を実施する等、行政機関や関連機関からの依頼に継続的に協力対応しています。

県知協の研修事業として、8月には新施設長・管理者研修、1月に栄養士・調理員等の研修の企画を神戸地区で行っています。どちらも施設間の情報交換と課題共有を目的として、グループワークを導入しています。

市知連単独での活動については、神戸市の知的障害福祉の質の向上を目指して、11月25日に楠公会館にて、施設長等の研修を対面により実施しました。講師は株式会社ジルベルトの西山裕之氏で、「令和6年度報酬改定の概要と実施すべき実務について」という内容で47名の参加がありました。

2月12日には楠公会館にて役員会と施設長会議を行い、地域連携推進会議や複合的な相談支援の取り組みについて行政説明を伺い、情報交換を行いました。また、スポーツ大会やジョフルコンサート等のイベント事業への協力、ハートフル点灯セレモニーの参加等の事業活動を行っています。

播淡地区報告

会長 天野一雄

いつもと違う研修会

播淡地区では、職員代表者会を中心に4つの委員会が設けられています。スポーツ委員会は運動会の企画。文化委員会は作品展の企画。研究委員会は福祉政策に係る研修の企画。研修委員会は現場職員の実践に繋がる研修の企画。今年度は2回の研修会を「体験を通しての研修会」という考えで企画してくれたので紹介します。

7月23日(火)、「アートで繋がる福祉：自分の『できる』を活かす支援」とのテーマで、講師にプリズムデザインラボ代表の畠 健太郎氏をお迎えし、参加者は色鉛筆(12色程度)を持参しました。アートをテーマに余暇や作業に活かす為に、“音の色”や“感情の色”など、参加者は想像を膨らませて色を塗りました。どのように表現したらよいか、日頃考えることがなかっただけに苦労した方もいたのではないのでしょうか。「アートには正解がない」との発言から、想像力を上げる発想の転換を考えさせられた研修会になったのではないかと思います。

11月13日(水)、「目の前の障害の捉え方…」をテーマに、講師に一般社団法人フォースタート理事長の大内秀之氏をお迎えし、実体験を交えた講演や体験会をしていただきました。

午前の講演は車いす生活の体験談をユーモラスに話され、実体験から生き方のキーワードをたくさん伝えてもらえました。「できるかどうかじゃない、やるかやらないか」が心に響き、とても共感することができました。午後は体験会として、車いすバスケットボールを姫路市立広畑体育館で実施しました。車いすの操作に皆さん悪戦苦闘をしながらも、楽しい時間を過ごすことができました。

今後も、このような「発想の転換」「固定概念にしばられない」研修会を勧めていきたいです。

阪丹但地区報告

副会長 中川 宏之

阪丹但地区では、定例役員会と研修事業を中心に活動して参りました。

8月には武庫川女子大学教授の松端克文氏をお招きし、新任1～2年目の主任・課長・サービス管理者を対象として、「利用者も、自分も、そして組織もエンパワメントするために」をテーマに講演とグループディスカッションを行いました。

11月は兵庫県キャラバンとして、宝塚市(阪神北地区)に新築移転した「救護施設・ななくさ厚生院」を訪問し、施設内の見学及び参加者25名と松端会長を始め県役員、地区役員との意見交換会を行いました。施設見学では、救護施設が単なる居住の場ではなく、利用者の社会復帰を目指した施設の役割・機能や個々の状況に応じた細かな支援内容についての説明を受け、障害福祉施設等においても今後の取り組みや施設整備に係るアイデアとなる内容について情報共有しました。意見交換会では令和6年度障害福祉サービス報酬改定による経営課題や地域移行の現状、意思決定支援、地域連携推進会議等に関する意見交換を行いました。

12月には阪神福祉事業団との共催で「高齢知的障害者への支援」をテーマに、支援の現場からの具体的な事例を通して高齢化に伴う諸課題とその対応について、参加者と共に考える研修会を行いました。ななくさ育成園の事例では、リハビリや、身体機能の維持についての報告があり、また、あいすくりーむの家ではグループホームにおける医療・関係機関との連携や、ターミナルケアに関する実践報告がありました。介護保険制度の理解や、職員の介護負担を軽減するための設備の導入、社会とのつながりの維持等について参加者と共に考える機会となりました。

今年度も、兵庫県キャラバンや研修等において多数の方にご参加いただき、有意義な取り組みとなりました。今後も、地区の皆様と一緒に成長、発展していけるよう活動して参りますので、よろしくお願いします。

兵庫県キャラバンの様子



スポーツ委員よりお知らせ

第 19 回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会が3月22日より始まりました。
競技によっては例年の会場と異なる会場で行う競技がありますのでくれぐれもお間違えの無いよう
お願いします。また暑さが予想されますので、各自暑さ対策を宜しくお願い致します。
各競技の日程は下記のとおりです。

令和 7 年 3 月 22 日(土) ソフトボール	場所: 県立三木防災公園 野球場・多目的広場
サッカー	場所: 県立三木防災公園 第2球技場
令和 7 年 4 月 19 日(土) バスケットボール	場所: 県立障害者スポーツ交流館
令和 7 年 5 月 10 日(土) 卓球	場所: 県立障害者スポーツ交流館
令和 7 年 5 月 17 日(土) フライングディスク	場所: 県立明石公園陸上競技場
ボウリング	場所: 神戸六甲ボウル
令和 7 年 5 月 18 日(日) 水泳	場所: 三木山総合公園屋内プール
令和 7 年 5 月 24 日(土) 陸上	場所: 加古川運動公園陸上競技場

第 19 回大会より車いす使用者の部は陸上競技、フライングディスクにそれぞれ統合して、実施します。

5 月 24 日(土曜日)は会場最寄り駅(JR 宝殿駅)から加古川運動公園陸上競技場間でシャトルバスの運行を予定しています。(参加選手や競技役員等も乗降します)



編集後記

この度は会員事業所・各関係機関の皆さまのおかげで無事県知協ニュース 100 号を向けえることが出来ました。
また今回、県知協ニュースのロゴマークを募集しましたところ 80 作品ものご応募いただき誠にありがとうございました。
厳選なる審査の結果 1 作品選ばせていただきました。発表は総会時にお知らせさせていただきます。

次回、県知協ニュース 101 号から新しいロゴを使用して発行させていただきますので今後とも宜しくお願い致します。

広報委員長 澤村友也